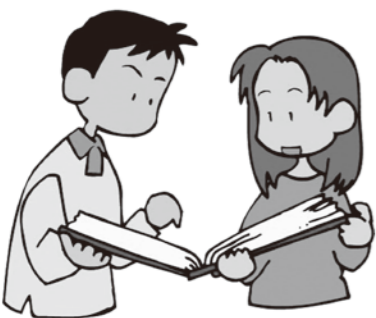


	就 職	退 職
必要な手続き	国民健康保険の 資格喪失 手続き (社会保険の資格取得のため)	国民健康保険の 加入 手続き (社会保険の資格喪失のため)
手続きに必要なもの	・加入した社会保険の保険証 ・国民健康保険の保険証 ・印鑑(認印)	・社会保険資格喪失証明書 (退職前の事業所から発行され押印があるもの) ・印鑑(認印)

健康保険の切替え手続きはお済みですか
退職や就職をした場合は、国民健康保険への加入・喪失の手続きが必要で、住民課で受け付けていますのでお忘れのないようご注意ください。



問 広島南年金事務所 ☎ 253・7710
住民課 ☎ 820・5604

国民年金保険料が改定されました
平成27年度の国民年金の保険料は、前年度から340円引き上げられ、月額1万5千590円となりました。保険料は、日本年金機構から毎年4月上旬に送られてくる1年分の納付書で納める期間までに納めてください。また、口座振替での納付もできますので、預貯金口座をお持ちの金融機関または年金事務所の手続き(郵送可)を行ってください。
問 広島南年金事務所 ☎ 253・7710
住民課 ☎ 820・5604

	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当
対象者	障害があるため又は長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童	国民年金法1級程度の重度の障害、又は身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な在宅の20歳以上の人	重度の障害の状態にある20歳未満の児童を在宅で監護する父、もしくは母又は父母に代わって監護する人(所得制限あり)
支給月額(H27.4月から)	14,480円	26,620円	51,100円(1級) 34,030円(2級)
支給月	5, 8, 11, 2月		4, 8, 11月

障害者の手当について
重度の身体、知的または精神障害があるため日常生活において、常時の介護を必要とする人などに対し次の手当があります。認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。※所得制限などあり。

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定(いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
13日(月)	11:00	親子リトミック
17日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳~1歳11カ月)
21日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
24日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳以上)

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。
※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
14日(火)	10:00	東部地域健康センター(要申込)
16日(木)	9:30	中央ふれあい館

※東部地域健康センターでは親子ふれあい体操を行います。

●おひさまルーム(上記日程以外の9:30~11:30)

●ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)

※第3水曜日のみほっとるーむベビー(11カ月までの乳児対象)

●「うたとおはなしの広場」

(第1・3金曜日14:30~15:00)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日)9:30~11:30

お父さんとっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住の親子さん、里帰りの親子さん遊びに来てください。もちろんご家族もOK!
※いずれの事業も変更する場合があります。

子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し

町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。

1カ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。

詳しくは下記までお問い合わせください。(無料です)

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

(西部地域健康センター内) ☎ 820-5502 ☎ 820-5503

開設日時(※年末年始、祝日除): 月~金曜日9:30~17:00

第2土曜日9:30~11:30

<子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00>

なるほど 固定資産税 ~土地編 第8回~

問 税務課 ☎ 820-5603

最終回の今日は、平成27年度からの主な変更点についてお知らせいたします。

(1) 土地の課税面積を、登記簿の面積に統一します(猶予期間の終了)

町内には、地籍調査が行われていない土地との評価の均衡上の問題から、地籍調査前の面積を現況地積(面積)として課税している土地があります。これらに該当する土地は、平成27年度から登記簿に記載されている登記地積(面積)に変更されます。

●ポイント!

Q : 登記簿に記載されている面積が変わり、面積が増えた場合の税額は、どうなるの?



A : 猶予期間が終了し、増えた面積分の税額が上昇します。これは、地籍調査終了時から本来課税されるべきであった適正な固定資産税額に見直されたためです。

今まで少ない面積で、少なく課税されていたんだね!



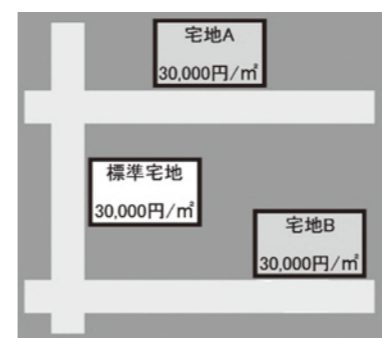
【参考】: 昨年度(平成26年度)に通知した納税通知書の固定資産税課税明細書で、面積の違いが確認いただけます。
※2月に配布の「お知らせ」を参照してください。

(2) 土地の評価方法は、「市街地宅地評価法」に変わります

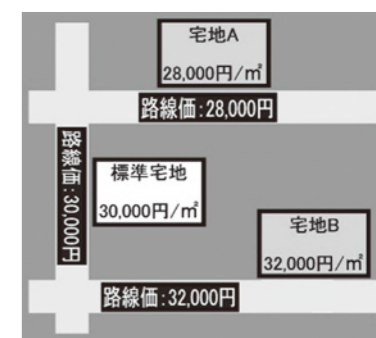
現在採用している「その他の宅地評価法」では、状況が類似した地域を区分し、その地域ごとに選定した標準宅地の価格を基に、各土地の面積や形状を比較して評価額を算定するため、仮に面積や形状が同一であれば同じ価格になります。【図1】

新たに採用する「市街地宅地評価法」では、状況が類似した地域を区分し、それぞれの道路ごとに価格を付設し、これに基づいて土地の価格を算定します。このため、土地の価格事情をより反映させた評価を行うことができます。【図2】

【図1】「その他の宅地評価法」



【図2】「市街地宅地評価法」



※実際には、画地計算法で求めた補正率を評価に反映させるため、必ずしも路線価とは一致しません。

(3) 市街化区域内の課税地目「原野」の見直しを実施します

平成26年度までは市街化区域と市街化調整区域の区別なく、課税地目「原野」を認定してきました。現在、市街化区域内の「原野」と認定されているものの多くは、農地等が利用されず長年放置された状況のものです。本来、これに該当する土地は、「原野」の地目認定条件を満たしていないことから「雑種地」等の適切な地目に見直すこととしました。

この度の見直しの対象となった土地は、隣接する路線の価格によって各土地の税額が変わります。

全8回の「なるほど 固定資産税」は今回をもちまして終了です。27年度は、さまざまな取り扱いの変更や見直しがありますが、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

(固定資産税グループ)